

制定 2000 年（平成 12 年）3 月 24 日  
改訂 2010 年（平成 22 年）5 月 26 日  
改訂 2011 年（平成 23 年）5 月 25 日  
改訂 2012 年（平成 23 年）5 月 23 日

## 特定非営利活動法人日本健康住宅協会定款細則

### （雇用形態）

- 第 1 条 本部・事務局の職員採用は本部長が面接し運営委員会へ報告の後採用決定する。  
第 2 条 本部・事務局は雇用保険適用事業所設置届けを提出し、労働基準法を順守した雇用とする。  
第 3 条 本部・事務局に就業規則、労働条件通知書（兼）就業条件明示書を常備し採用時に雇用対象者へ説明する。

### （業務委託）

- 第 1 条 本部長は本部・事務局の特定業務を外部へ委託契約を取り交わし発注する事ができる。  
第 2 条 委託契約の形態は委託業務毎に様々ではあるがその期間は最長 1 年間とし自動更新とはしない。

### （訓告解雇）

- 第 1 条 本部長は職員及び業務受託者の業務規定違反を発見した場合、訓告後即座に業務停止を命ずる事ができる。  
第 2 条 本部長は職員及び業務受託者が訓告に従わない場合、契約書に基づき解雇を会長・運営委員長と協議し決定する事ができる。

### （業務分掌）

- 第 1 条 本部長は運営委員長・会長と協議し業務分掌を定める事ができる。  
第 2 条 業務分掌にて本部・事務局・全国支部会・研究委員会・広報委員会・事業委員会・教育委員会の役割、権限を明確にする。  
第 3 条 研究委員会・広報委員会・事業委員会・教育委員会へ担当理事を配置し、その業務推進を協力する  
第 4 条 委員長、部会等に組織変更があった場合はそれに応じて業務分掌を改訂する。

### （委嘱解除）

- 第 1 条 運営委員長は業務分掌に従い研究委員長・広報委員長・事業委員長・教育委員長への業務指導権を有する。  
第 2 条 運営委員長は研究委員長・広報委員長・事業委員長・教育委員長が自ら著しく協会活動の趣旨に反する行為をしたり、委員や部会員に命じた場合、即座にその活動を停止し、本部長・会長と協議のうえ委嘱を解除する事ができる。  
第 3 条 本部長・運営委員長のいずれかが前条に該当する場合、会長は本部長または運営委員長の委嘱解除をする事ができる。

### （諮問委員会）

- 第 1 条 会長、本部長、運営委員長は会員が協会活動に支障があると判断した事件、事故、事案の早期解決のため諮問委員会の開催を求める事ができる。  
第 2 条 諮問委員会は当事者・関係者及び利害のない理事 2 名で構成され会長、本部長、運営委員長のいずれかが議長となり事件、事故、事案をつぶさに検証し議事録を作成し運営委員会にて報告する。  
第 3 条 諮問委員会時に事件、事故、事案の当事者がその責任から辞任・退任・退会を申し出た場合、議長はすみやかに受理し会長・本部長・運営委員長に報告し定款に基づいた処理を行う。  
第 4 条 諮問委員会以外では事件、事故、事案を論ずる事は禁ずると共に口外を厳禁とする。

### （会議会合）

- 第 1 条 協会名を利用して行う会議や会合は会員以外の参加は認めない。但し一般公開募集のセミナーや講習会はこの類ではない。  
第 2 条 会員名簿より参集する会議・会合の類は本部長へ所定様式を届出承認後、実施されるものとする。  
第 3 条 会活動以外に会員名簿を利用する事は一切を禁じその事実が発覚した場合は（訓告解雇）に基づく。

### （支部賛助会員）

- 第 1 条 大阪・東京近郊以外で団体会員入会を希望した企業に対し支部賛助会員制度を設ける。

### （入会者審議・会員種別の変更）

- 第 1 条 入会希望者の審議は特定非営利活動促進法に基づき入会申込があった時点の直近の運営委員会で行う。  
第 2 条 運営委員会が入会が認められた入会希望者の承認は理事会を代表して常務理事が行う。  
第 3 条 審議の為の入会申込書や審議必要情報は個人情報保護法に基づき本部長が取り揃える。  
第 4 条 運営委員会にて承認されなかった入会希望者へは本部長が直接その理由を説明して対応する。またその場合入会申し込み書の原本は本人に返却する。  
第 5 条 団体会員及び個人会員、正会員及び賛助会員への変更は所定の様式で届出後運営委員会にて審議する。

### （権利の受諾）

- 第 1 条 知的財産等の権利受諾においては運営委員会にて運用・運営を充分討議し社会性に照らし判断する。  
第 2 条 前条の証しとして覚え書きを作成し夫々の代表者の記名押印を取り交わすものとする。  
第 3 条 決定は運営委員会の決議を以てするが理事会・総会で報告を義務付ける。

### （関連した規則・規定）

- 第 1 条 定款、細則に関連する規定・規約・規則・文書を以下に定める  
①執筆及び講師に係わる報酬等支払い規定（改訂 2008 年 3 月 24 日）  
②支部規約及び補則（制定 2009 年 6 月 1 日）  
③業務分掌（制定 2010 年 5 月 26 日）  
④就業規則、労働条件通知書（兼）就業条件明示書（制定 2010 年 5 月 26 日）  
⑤支部賛助会員制度規約（制定 2010 年 5 月 26 日）  
⑥ハウスマナー規程（制定 1992 年 12 月 1 日）  
附則 1. 細則の変更は本部長が作成し運営委員会にて審議するものとする。